

# あなたの意思を大切に 暮らしと財産を守る ※成年後見制度※

認知症や障害などがあるので自分だけで大切なことを決められるか不安…  
今回は、そんな不安がある人の自分らしい生活を守る成年後見制度を紹介します。  
(地域共生課)

## こんな不安、ありませんか？

ケース①

最近忘れっぽくなって、  
お金の管理に自信が  
ない。家の賃貸契約も  
難しく理解できなくなってきた…



ケース②

訪問販売で高価なものを  
買いそうになった…今回は  
家族が止めてくれた  
けれど、自分では生活  
に必要なものかどうか  
判断できなかった…



ケース③

私たちの子どもは  
障害があり、自分  
で考えて決めること  
が苦手です



自分たちが高齢に  
なってきたので、  
子どものこれからの  
ことが心配…

不安を解消するための制度を次のページで紹介します。

# 成年後見制度の利用を考えてみませんか

## 成年後見制度とは…

詳しくは  
こちら



認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守るために、本人の意思を尊重しながら支援する制度です。

本人ができることや、判断能力の程度に応じて、家庭裁判所から選ばれた「成年後見人等」が、手続きの代理や契約の取り消しなどをしてくれます。

成年後見人等は制度利用者の家族のほか、法律や福祉の専門職・法人などが選ばれます。

## 成年後見人等ができること

### 《ケース①の場合》

預金通帳などの管理や契約などへの同意（判断のサポート）

### 《ケース②の場合》

成年後見人等の同意を得ずに誤って結んでしまった契約の取り消し

### 《ケース③の場合》

市役所や金融機関での手続き、障害福祉サービスの利用契約の代理

など



症状の程度が軽いうちから成年後見人等に意思を伝えておくと、症状が進行した後も本人の希望に沿った支援を受けやすくなります。



利用するにはどうしたらいいの？

家庭裁判所で手続きが必要です



制度の利用を開始するときは、裁判所に「<sup>もうした</sup>申立て」をします。

申立ては、利用する本人や家族などが行います。方法や必要書類などは、権利擁護・後見サポートセンターや大阪家庭裁判所に問い合わせてください。



利用にはお金がかかりますか？

申立ての費用や成年後見人等への報酬の支払いが必要です



家庭裁判所が定めた報酬を成年後見人等に支払います。

報酬の支払いが難しい人は、助成金制度を利用できる場合があります。



権利擁護・後見サポートセンター長  
三木隆弘さん

# 私たちに ご相談ください!

本人や家族、ケアマネジャーなどからの相談を受け、成年後見制度の仕組みや利用方法の説明、成年後見人等になった親族(親族後見人)の支援などを行っています。

本人の状態や希望する支援内容などの話を聞きながら、適切な制度につなげます。



## 権利擁護・後見 サポートセンター (社会福祉協議会内)

〒岡上の町2丁目1番15号  
すこやかプラザ

☎6841-9382

### 相談時間

月曜～金曜日  
8時45分～17時15分  
(祝・休日と年末年始を除く)

### 司法書士が説明する

## 「知って安心!」 成年後見制度

🕒 12月19日(日)14時～15時

📍 すこやかプラザ(岡上の町)

👥 会場40人、オンライン40人

🔄 終了後個別相談あり(要電話予約。  
8組。先着順)

📞 12月10日(金)までに電話で同セン  
ター。市ホームページ可。先着順

## 長内繁樹市長メッセージ



新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の発展など、急激に私たちの暮らしは変化しました。しかし、社会がどのように変わっても、「身近なつながり」や「ともに支え合うこと」は地域で安心して生活をするための基盤として不可欠です。

本市では、誰もが役割を持ち、地域を支える一員となる社会をめざし、判断能力に不安がある人も生き生きと自分らしく暮らしていけるよう、成年後見制度の利用を促進しています。また、「権利擁護・後見サポートセンター」では、法律・福祉の専門職や関係機関と連携し支援体制の充実を図っています。

市民・事業者の皆さんと行政が一体となり、支え合って課題を解決できる地域づくりを推進することで、一人一人が明日への希望をもって安心して暮らせるまちづくりを進めます。

☎ 地域共生課 ☎ 6858-2219